



生 振 第 9 4 1 号
令 和 8 年 1 月 2 3 日

埼玉県種苗審議会 会長 様

埼玉県知事 大 野 元 裕
(公印省略)

主要農作物奨励品種等の採用等について（諮問）

執行機関の附属機関に関する条例（昭和 28 年埼玉県条例第 17 号）第 2 条に基づき、主要農作物奨励品種等の採用等について、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

(1) 主要農作物奨励品種等の採用について

ア 小麦「ゆめかおり」の認定品種への採用について

(2) 主要農作物奨励品種等の区分変更について

ア 水稻うるち「えみほころ」の認定品種から奨励品種への区分変更について

(3) 主要農作物奨励品種等の廃止について

ア 水稻うるち「日本晴」の認定品種の廃止について

イ 裸麦「イチバンボシ」の奨励品種の廃止について

2 諮問理由

別紙

(1) 主要農作物奨励品種等の採用について

ア 小麦「ゆめかおり」の認定品種への採用について

① 品種特性

平成22年に品種登録された長野県農業試験場育成品種であり、製パン性に優れる硬質小麦である。

「ハナマンテン」に比べ、出穂期は4～6日、成熟期は3日遅く、稈長は長く、穂長は短く、穂数は同程度～やや少なく、千粒重は重い。収量は標播が同程度、多播がやや低収、穂発芽性は「やや難」、コムギ縞萎縮病抵抗性は「強」、耐倒伏性は「強」である。これまでに、栃木県、長野県、茨城県、山梨県、神奈川県、群馬県で奨励品種等に採用している。

② 取組状況

これまでに、奨励品種決定基本調査を平成24、25年度、令和4～6年度、現地調査を令和4～6年度に実施した。

令和7年度は、入間地域で現地実証栽培（約3ha）を実施中であり、今後、生産サンプルを実需者評価に供する予定である。

③ 採用の理由

パンや中華麺に使用される硬質小麦については、輸入割合が高いものの堅調な国内需要が見込まれており、本県においても、こうした需要に対応でき、かつ県内での栽培に適した品種の導入が求められている。

本品種は粒が大きく、蛋白質含有率高いこと、収量が標播で同程度～多収であることから安定した生産・供給が期待できる。

育成地（長野県）での原種生産の終了により種子の確保が困難となった「ハナマンテン」の後継として、令和8年播きから種子の増殖を行う計画であり、埼玉県主要農作物奨励品種等の決定基準4の（1）に基づき認定品種に採用する。

(2) 主要農作物奨励品種等の区分変更について

ア 水稻うるち「えみほころ」の認定品種から奨励品種への区分変更について

① 品種特性

令和4年3月に品種登録出願した農業技術研究センター育成品種であり、主食用の水稻うるち種である。

出穂期および成熟期が「彩のきずな」と「彩のかがやき」の中間、稈長・穂長は「彩のかがやき」と同等、穂数は「彩のきずな」と「彩のかがやき」より少なく、千粒重は「彩のきずな」と同等である。収量は「彩のきずな」「彩のかがやき」と同等、玄米品質は良好、食味は「彩のきずな」「彩のかがやき」並である。高温登熟性は「強～やや強」、耐冷性は「やや弱」であり、葉いもち「やや弱～弱」、穂いもち「中」、紋枯病「弱」、白葉枯病「弱」であるが、イネ縞葉枯病抵抗性を持ち、耐倒伏性は「やや強」である。

② 取組状況

令和4年度に認定品種として採用され、令和5年産から県種苗センターで原種生産、令和6年産から指定採種ほで種子生産を開始した。

また、令和6年産及び令和7年産で、大規模実証ほを延べ68か所に設置し、現地検討会の実施等を通じ、生産者への品種特性に関する理解促進等を図った。

③ 区分変更の理由

実需者からの安定した県産米供給のニーズを踏まえ、「彩のかがやき」から高温耐性に優れる「えみほころ」への全面的な切り替えを進めており、令和8年産の生産面積が1,400ha以上となる見込みである。

今後も作付拡大を積極的に奨励する予定であることから、埼玉県主要農作物奨励品種等の決定基準2に基づき奨励品種に区分変更する。

(3) 主要農作物奨励品種等の廃止について

ア 水稻うるち「日本晴」の認定品種の廃止について

① 栽培の現状

昭和40年度に奨励品種に採用されて以降、生産が継続しているが、他品種への転換が進み、作付面積が著しく減少している。

県内における令和6年産の農産物検査実績は9トン（面積にして約1.8ha相当）であった。

② 廃止の理由

一定の需要はあったが、既に他品種への転換が進んでおり、今後も生産数量が増加する見通しはないことから、埼玉県主要農作物奨励品種等の決定基準5の(3)に基づき、認定品種から廃止とする。

イ 裸麦「イチバンボシ」の奨励品種の廃止について

① 栽培の現状

平成12年度に奨励品種に採用されて以降、生産が継続してきたが、気象条件等により収量や品質が不安定になるなど栽培が難しいことなどから、近年は作付面積が著しく減少している。県内における令和7年産の農産物検査数量は10月末現在で0となっている。

② 廃止の理由

既に作付がほとんど見られず、今後も生産数量が増加する見通しはないことから、埼玉県主要農作物奨励品種等の決定基準5の(3)に基づき、奨励品種から廃止とする。